

第6章 地震・津波対策計画

第1節 災害予防計画

地震（津波）による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に町及び関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するものとする。

第1 地震・津波の想定

1 地震想定

「北海道地域防災計画 地震・津波防災計画編」（以下「道地震・津波防災計画」という。）で示されている中で最も町に影響を及ぼす地震は、次のような地震が想定される

1. 海溝型地震

(1) 千島海溝南部

①十勝沖(T2)

十勝沖では、1952年M8.2、2003年M8.0の十勝沖地震が発生している。この領域はM8クラスの地震が繰り返し発生している領域であり、今後30年以内の地震発生確率は0.5～3%とされている。

②根室沖(T3)

根室沖では、1894年M7.9、1973年M7.4の地震が発生している。この地域ではM7～8クラスの地震が発生すると考えられ、1973年根室沖地震が比較的規模が小さかったこと、1973年から約40年経過していること、2003年十勝沖地震では釧路沖の領域が破壊せずに残っていることから、1973年よりも規模の大きな地震が発生する可能性が高いと考えられており、30年以内の地震発生確率は50%程度とされている。

③色丹島沖(T4)

色丹島沖では、1893年M7.7、1969年M7.8とほぼ同じ規模の地震が発生している。M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられ、今後30年以内の地震発生確率は50%程度とされている。

④択捉島沖(T5)

択捉島沖の領域では、1918年M8.0、1963年M8.1とほぼ同じ規模の地震が発生している。M8クラスの地震が繰り返し発生する領域と考えられ、今後30年以内の地震発生確率は60～70%程度とされている

(2) 500年間隔地震(T6)

根室地域から十勝地域にかけて過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

(3) プレート内のやや深い地震 (P1・P2)

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、釧路沖の1993年M7.5や北海道東方沖M.8.2の地震などがある。陸域近くのやや深い領域の地震として、①釧路沖(P1)、②厚岸直下(P2)を想定する。

2. 内陸型地震

(1) 活断層帯

①標津断層帯 (N9)

標津断層帯は、羅臼町から標津町、中標津町の知床半島基部に分布する活断層からなる。北西に傾斜した逆断層と推定され、M7.7程度以上の地震が想定されている。

(2) 既往の内陸地域

①弟子屈地域 (E1)

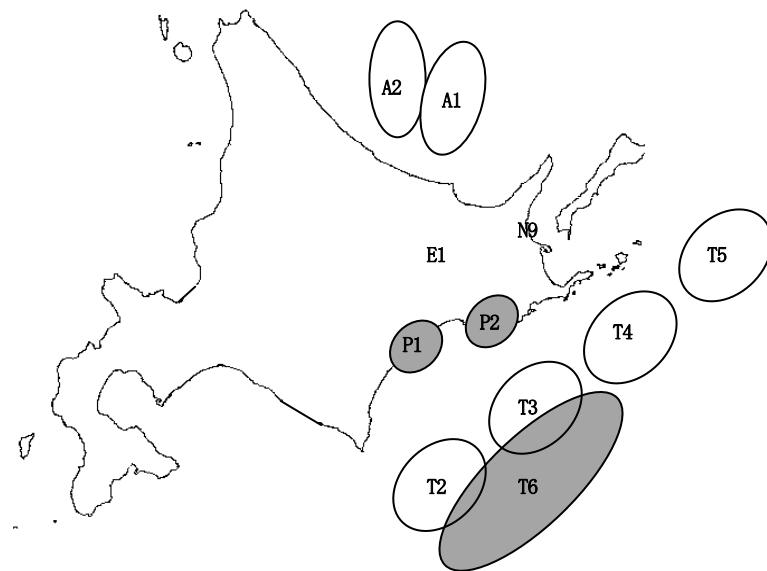
弟子屈地域では、横ずれ断層型の地震が頻繁に発生している。主なものでも1938年M6.0、1959年M6.2、1959年M6.1及び1967年M6.5の地震があり被害を出している。

(3) 網走・紋別沖 (A1・A2)

網走沖(A1)の活断層は北見大和堆の西側の縁に沿って分布するもので、延長約60km、東傾斜の逆断層と推定される。一方、紋別沖(A2)は紋別沖構造線と呼ばれ、延長約70kmで同じく東傾

斜の逆断層と考えられる。

想定される地震



2 地震津波想定

オホーツク沿岸において影響の大きいと考えられる3つの想定地震を基にしたモデルを対象に津波の伝播状況、津波水位、遡上（浸水）状況が予測され道地震・津波防災計画において示されている中で最も町に影響を及ぼす地震津波は、網走沖の地震（+20°・-20°）と紋別沖（+20°）の地震と想定される。

なお、オホーツク海に面しない本町にあって、想定される地震による津波の影響はいずれも比較的大きくなく、各漁港を拠点として計算した第1波到達時間は、最短で網走沖地震（+20°）による富武士漁港若里分港の32分、最大遡上高は1.3mと予想されている。

①網走沖の地震（-20°）

地名	第1波 到達時間 (分)	最大 遡上高 (m)
富武士漁港（若里）	38	1.1
富武士漁港	43	1.0
浜佐呂間漁港	70	1.0

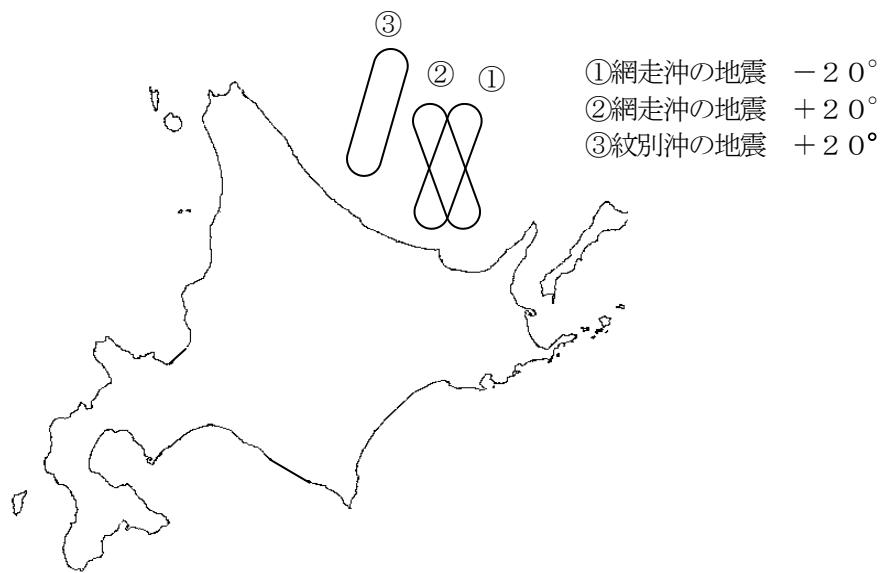
②網走沖の地震（+20°）

地名	第1波 到達時間 (分)	最大 遡上高 (m)
富武士漁港（若里）	32	1.3
富武士漁港	37	1.2
浜佐呂間漁港	55	1.0

③紋別沖の地震（+20°）

地名	第1波 到達時間 (分)	最大 遡上高 (m)
富武士漁港（若里）	46	1.3
富武士漁港	51	1.2
浜佐呂間漁港	80	1.1

津波想定地震



第2 住民の心構え

阪神・淡路大地震や東日本大震災の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震（津波）発生時に、住民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震（津波）災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ がけ崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を守る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときは、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ すばやく火の始末をする。（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）
- エ 火が出たらまず消火する。（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）
- オ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。（揺れが小さいとき、又は揺れが収まったら）
- カ 狹い路地、塀のわき、がけ、川べりには近寄らない。
- キ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
- ク 避難は徒步で、持物は最小限にする。
- ケ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震を恐れない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア すばやく火の始末をすること。（揺れが小さいとき、又は揺れが収まつたら）
- イ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- ウ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- エ 正確な情報を入手すること。
- オ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- カ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) 建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、建物のそばから離れること。
- (3) 大丈夫な建物のそばであれば、建物の中に避難すること。

5 運転手のとるべき措置

- (1) 走行中のとき
 - ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
 - イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
 - ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難するとき
 - 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することに交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

6 緊急地震速報の利用の心得

- 緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から数十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動をとる必要がある。
- 緊急地震速報を見聞きしたときの行動は「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」ことが基本である。

(1) 屋内にいるとき

- ア 家庭では
 - (ア) 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
 - (イ) あわてて外へ飛び出さない。
 - (ウ) その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理をして消火しない。
 - (エ) 扉を開けて避難路を確保する。
- イ 人が大勢いる施設では
 - (ア) 施設の従業員等の指示に従う。
 - (イ) その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。
 - (ウ) あわてて出口・階段などに殺到しない。

- (エ) 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
- (2) 屋外にいるとき
- ア 街中にいるとき
- (ア) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
 - (イ) 高い建物からの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、高い建物のそばから離れる。
 - (ウ) 丈夫な建物のそばであれば、その建物の中に避難する。
- イ 山やがけの付近にいるとき
- (ア) 落石やがけ崩れに注意する。
- ウ 乗り物に乗っているとき
- (ア) 自動車運転中
 - ① 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
 - ② ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。
 - (イ) バスに乗車中
 - つり革、手すりなどにしっかりとつかまる。

7 津波に対する心得

(1) 一般住民

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることがある。
- エ 津波は第二波・第三波などの継続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。
- カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時におけるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめず、海浜等に近づかない。

(2) 船舶関係者

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとしたゆれを感じたときは、直ちに港外退避する。
- イ 揺れを感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたら、直ちに港外退避する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。
- ※ 港外：水深の深い、広い海域
- ※ 港外退避、小型船の引上げ等は、時間的余裕のある場合にのみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合にあっては、直ちに安全な場所に避難する、

第3 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 地震に強いまちづくりの推進

- (1) 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園、河川、漁港など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化、水面、緑地帯の計画的な確保など防災に配慮した、地震に強いまちづくりを推進する。
- (2) 町は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- (3) 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に十分配慮する。
- (2) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を推進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (4) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、耐震設計やネットワークの充実に努めるとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化に努めるなどして、耐災害性の強化に努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、簡易水道、下水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び代替給水等ライフライン代替施設の機能の確保に努める。
- (2) 町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 復旧対策基地の整備

町は、災害後の復旧拠点基地、救援基地となる防災公園及び緑地の整備に努める。

7 液状化対策

- (1) 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。
- (3) 町は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、石油やガス等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、地域住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

10 津波に強いまちづくり

- (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備など、避難関連施設の整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 町は、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- (4) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第4 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震（津波）災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震（津波）防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、住民に対して地震（津波）に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町及び防災関係機関は、住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震・津波に対する心得
- (イ) 地震・津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 外出時における地震発生時の対処方法
- (ク) 自動車運転時の心得
- (ケ) 救助・救護に関する事項
- (コ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (サ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (シ) 要配慮者への配慮
- (ス) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネットの利用
- (イ) 広報紙、広報車両の利用
- (ウ) スライド、ビデオ等による普及
- (エ) パンフレットの配布
- (オ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

- (3) 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及・啓発を図る。

2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

- (1) 学校においては、児童生徒に対し、地震（津波）の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研究機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、寿大学、老人クラブ、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第5 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練を実施する。

1 訓練実施機関

災害予防責任者は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施する。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討する。

2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、防災総合訓練に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

(1) 情報通信訓練

(2) 広報訓練

(3) 指揮統制訓練

(4) 火災防御訓練

(5) 緊急輸送訓練

(6) 公共施設復旧訓練

(7) ガス漏洩事故処理訓練

(8) 避難訓練

(9) 救出救護訓練

(10) 警備・交通規制訓練

(11) 炊き出し、給水訓練

(12) 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練

(13) 災害偵察訓練等

3 民間団体等の連携

町及び防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

4 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第6 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

地震・津波災害発生時における食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備に関する計画は、第4章第3節「物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」の定めるところによる。

第7 相互応援体制整備計画

災害応援対策若しくは災害復旧の実施に際し、相互応援体制の整備に関する計画は第4章第4節「相互応援体制整備計画」による。

第8 自主防災組織の育成等に関する計画

阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、地震（津波）災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

具体的な計画については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」の定めるところによる。

第9 避難体制整備計画

地震・津波災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難所の確保及び整備に関する計画は、第4章第6節「避難体制整備計画」の定めるところによる。

第10 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震・津波災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保に関する計画は、第4章第7節「**避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画**」の定めるところによる。

第11 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次に定めるところによる。

1 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、過去の被害状況や道の「津波浸水予想図」などを参考として、国、道とともに護岸・防潮堤等の施設の整備を図るとともに、緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など地域住民への情報伝達手段の整備や住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画やハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

(1) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア 伝達手段の確保

町は、住民等に対する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達手段として、防災行政無線の整備を推進する。

また、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（エリアメール）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

イ 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力体制を確保する。

ウ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

エ 町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり避難行動要支援者要配慮者にも配慮した津波予報伝達、避難誘導、避難援助等の実践的訓練を実施する。

オ 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに、津波避難訓練を実施する。

2 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報紙等を活用して津波警戒に関する次の事項について周知徹底を図る。

(1) 一般住民に対し、周知徹底を図る事項

ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

イ 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることがある。

エ 津波は第二波・第三波などの継続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。

オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

カ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には一定の限界がある。

キ 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時にとるべき行動について知っておく。

ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。

ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
 - サ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめず、海浜等に近づかない。
- (2) 船舶関係者に対し、周知を図る事項
- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。
 - イ 揺れを感じなくても、大津波警報（特別警報）・津波警報・注意報が発表されたら、直ちに港外退避する。
 - ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
 - エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
 - オ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。
- ※ 港外：水深の深い、広い海域
- ※ 港外退避、小型船の引上げ等は、時間的余裕のある場合にのみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合にあっては、直ちに安全な場所に避難する。
- (3) 漁業地域において周知を図る事項
- ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の避難場所に避難する。
 - イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一時避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
 - ウ 避難判断は独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報、津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第12 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災又は大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次に定めるところによる。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び消防機関は、地震時の火の取扱いについて指導啓発を行うとともに、遠軽地区広域組合火災予防条例に基づく火気の取扱いについて指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であることから、町及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の設置及び指導育成を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町及び消防機関は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに消防技術の向上と消防体制の強化を図

る。

5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第13 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガスの爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次に定めるところによる。

1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、消防機関及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化

2 危険物保安対策

- (1) 危険物製造所等に対し、随時立入検査を実施し、設備基準の維持、保安基準の遵守の徹底を指導し、必要あるものについては、基準適合のための措置命令又は是正指導を行うものとする。
- (2) 危険物製造所等における従業員に対する安全教育の徹底並びに各事業所内における自主保安体制の確立及び危険物等事業内における協力体制の確立について指導するものとする。
- (3) 石油等危険物の流出に用いる防除資材等の配備状況を把握し、その整備を促進するよう指導するものとする。

3 火薬類保安対策

火薬類の保安対策を促進するため、町、消防機関及び関係機関は、事業所に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

4 高圧ガス保安対策

高圧ガスの保安対策を促進するため、町、消防機関及び関係機関は、事業者及び販売店に対し、立入検査を実施し、防災設備の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制の確立を指導するものとする。

第14 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次に定めるところによる。

1 建築物の防災対策

(1) 木造建築物の防火対策の推進

町は、本町の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状にかんがみ、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会等を開催し技術者を育成するとともに、パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問合せに応じられる体制を整備する。

(3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、市街地で主要道路に面する既存ブロック塀等にあっては点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

(4) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについては、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

(5) 被災建築物の安全対策

町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第15 土砂災害予防計画

第4章第15節「土砂災害予防計画」の定めるところによる。

第16 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次に定めるところによる。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震(1964年)を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震(1995年)においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震(1968年)による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されている。釧路沖地震(1993年)、北海道南西沖地震(1993年)、北海道東方沖地震(1994年)においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、十勝沖地震(2003年)において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

2 液状化対策の推進

町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限ににくい止めるため、公共事業などの実施に当たって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

3 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- | | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-----------|
| (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策 | (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策 | (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策 | } が考えられる。 |
|----------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-----------|

4 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

第17 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した場合の対策については、第4章第16節「積雪・寒冷対策計画」の定めるところによる。

第18 業務継続計画の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市町村の各部局の機能を

維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

1 通常業務の仕分け

優先度から見た通常業務の仕分け

【業務継続の優先度の高い業務（主なもの）】	
町民の生命、身体、財産の保護に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理、災害対応 ・インフラ（道路）の維持 ・医療、福祉等のサービスの確保 ・道民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金の支給 ・報道対応 ・その他、町民の生命、身体、財産の保護に必要不可欠な業務
業務継続のための環境を維持する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信基盤の管理運営 ・財務会計システムの運用管理 ・職場の安全衛生業務 ・その他、業務継続のための環境を維持する業務事務
社会経済活動機能の維持に必要な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設に関する業務 ・雇用対策及び労働相談 ・農作物の災害対策 ・被災者に係る住宅対策に関する業務 ・町民の経済活動に直結する許認可、補助金等に関する業務 ・その他、道民の社会経済活動機能の維持に必要不可欠な業務

【主な休止・縮小業務】	
各課、各局共通	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務関係事務 ・福利厚生（職員の感染症対策を除く） ・職員研修 ・統計調査、調査研究、 ・緊急性のない団体等の検査、報告聴取 ・緊急性のない集会・イベント等

2 職員の配備体制

災害発生時の職員配備体制は、第3章第1節 「組織計画」の定めによる。

第2節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、本部を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

1 災害対策本部の設置等

本部の設置基準、名称、設置場所、通知及び廃止については、第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

2 災害対策本部の組織、運営及び業務分担

本部の組織、運営及び業務分担については、第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

3 職員の配備体制

本部の配備体制については、第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

4 勤員の方法

職員の動員方法、配備体制及び活動については、第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

5 勤員の動員計画

勤員の配備、伝達系統及び伝達方法等については、第3章第1節「組織計画」の定めるところによる。

第2 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次に定めるところによる。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は（NHK）は、テレビ、ラジオを通して住民に提供する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 緊急地震速報の伝達

町は、消防庁から全国瞬時警報システム（J－A L E R T）により伝達を受けた緊急地震速報を町民等に伝達するよう努めるものとする。

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 津波警報等の種類

ア 大津波警報及び津波警報（特別警報）

：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがある場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれある場合に津波警報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

イ 津波注意報

：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報（特別警報）、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高い安全な場所へ避難し、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注) 1 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 3 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 4 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	内容等
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されるとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 地震・津波に関する情報の種類と内容

ア 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、(特別警報)津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、(特別警報)津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表
その他の情報	顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

※ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本府及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

① 地震解説資料

担当区域で大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時等に防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

② 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で毎月または毎週に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本府及び管区気象台は毎週の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表

イ 津波に関する情報

	情報の種類	発表内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表(発表される津波の高さの値は、第2の2の「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照)
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報(特別警報)が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができる他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から100km以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(全て数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも數十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
 - ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- ③ 津波観測に関する情報
 - ・ 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ④ 沖合の津波観測に関する情報
 - ・ 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・ 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまでに5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述されている現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上位の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てて。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちことがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向にある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6弱	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山林の崩壊が発生することがある※3。
6強		
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

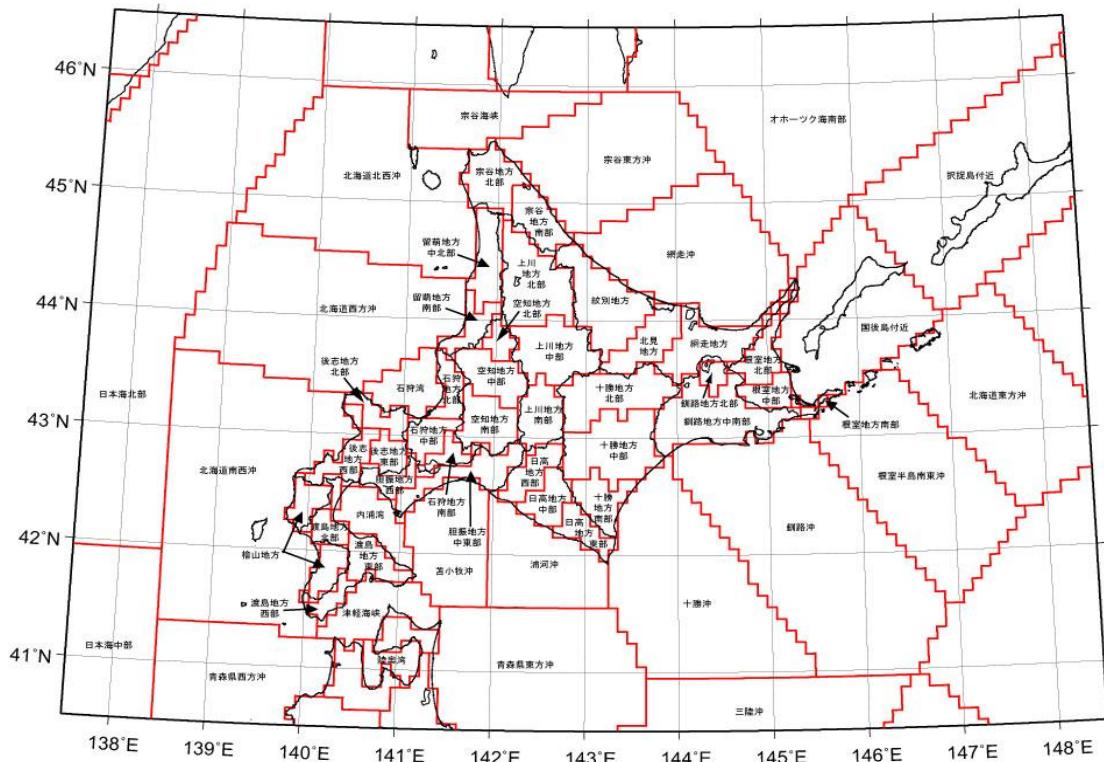
※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地震盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び、津波予報区

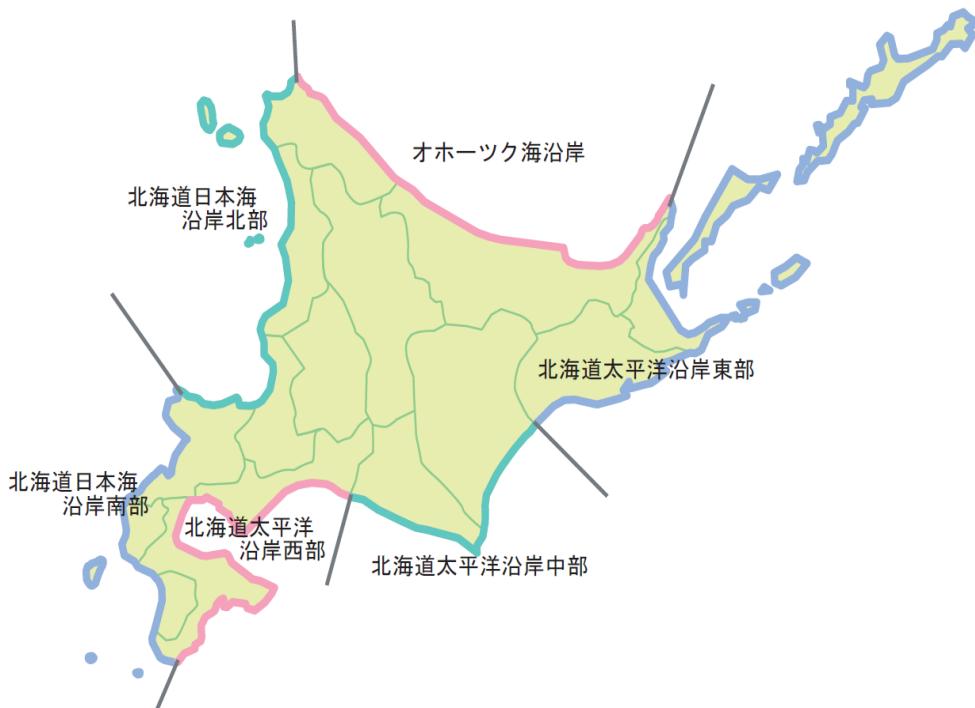
(1) 津波予報区



(2) 震央地名

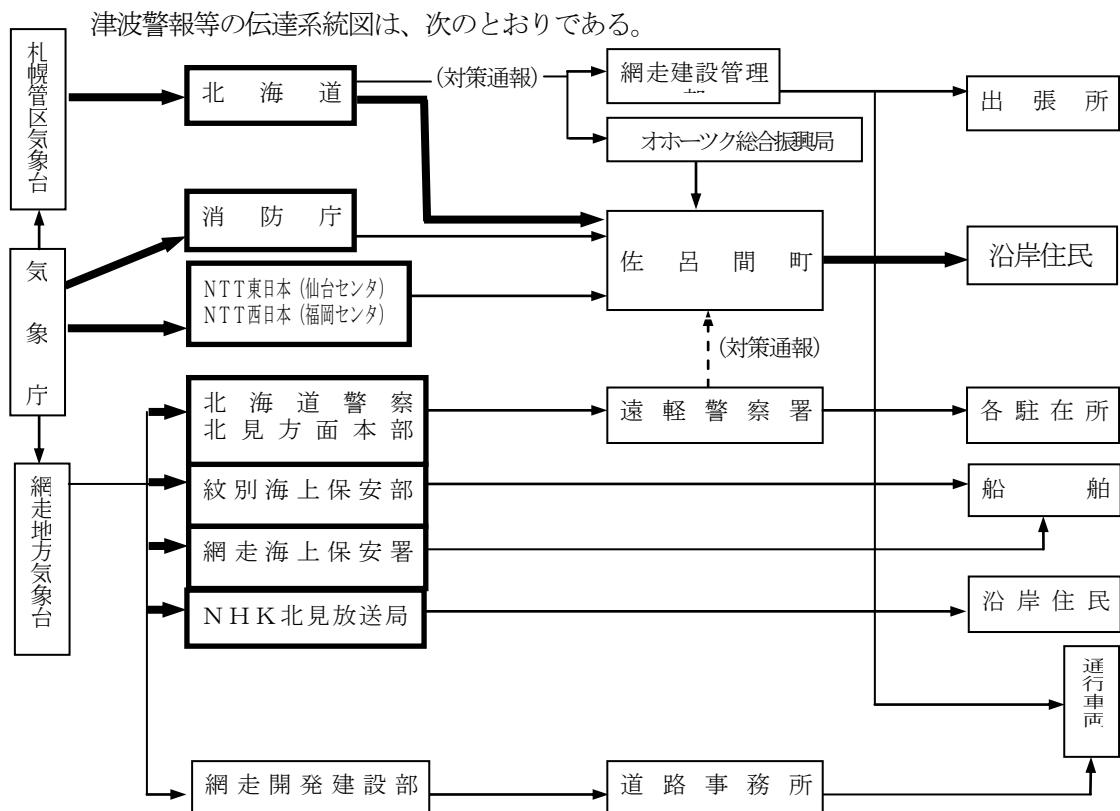


(3) 地震、津波に関する情報に用いる地域名称



4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



太線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

NTT 東日本 (仙台センタ) 及び NTT 西日本 (福岡センタ) には、大津波警報 (特別警報) ・津波警報の発表と解除のみ通報する。

→ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達。

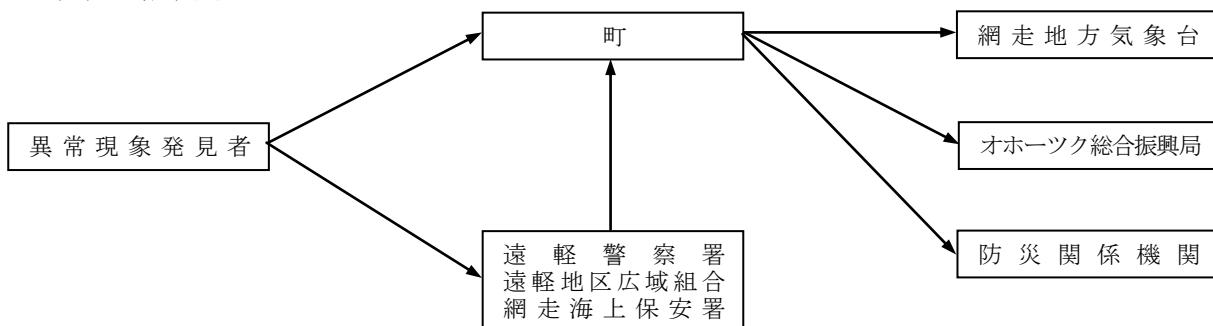
5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した者は、速やかに町、警察、消防又は海上保安署に通報する。また、通報を受けた町は速やかにオホーツク総合振興局及び網走地方気象台等防災関係機関に通報する。

(1) 異常気象

- ア 地震に関する事項……頻発地震、異常音響及び地変
- イ 水象に関する事項……異常潮位又は異常波浪

(2) 通報系統図



第3 災害情報等の収集、伝達計画

地震（津波）災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」の定めるところによる。なお、町は、道が定める災害情報等報告取扱要領に基づき、震度4以上を記録した場合、被災状況をオホーツク総合振興局に報告する。（ただし、震度5以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁）に、原則として30分以内に可能な限り早く報告する。）

第4 災害広報・情報提供計画

地震（津波）災害時には、被災地住民に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようとする必要がある。

このため、町及び防災関係機関が行う災害広報に関する計画については、第5章第3節「災害広報計画」の定めるところによる。ただし、広報内容については、以下による。

1 広報の内容

広報内容の主なものは次のとおりとする。

- ア 津波に関する情報（特別警報・警報・注意報、危険区域等）
- イ 避難について（避難勧告・指示の状況、避難所の位置、経路等）
- ウ 交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域）
- エ 火災状況（発生場所、避難等）
- オ 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
- カ 医療救護所の開設状況
- キ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- ク 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ケ 道路・橋梁、河川、漁港等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
- コ 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

2 広報の方法

あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車両、インターネット等）を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、高齢者、障がい者などの避難行動要支援者への伝達には十分配慮する。

第5 避難対策計画

地震（津波）災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画については、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところによるとともに、津波災害における町及び津波想定地区毎に避難計画を策定し、住民の迅速かつ円滑な避難誘導に努める。

第6 救助救出計画

地震(津波)災害時によって、生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画については、第5章第9節「救助救出計画」の定めるところによる。

第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、第4章第10節「消防計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

1 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震により火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、又必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地の火災危険区域
- (2) 崖崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第8 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

1 津波警戒体制の確立

- (1) 町は、札幌管区気象台の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い間ゆっくりと揺れを感じたときは、津波来襲に備え警戒体制をとる。
- (2) 海浜等にある者に対し、海岸線からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視により異常現象を見た場合、町は、津波来襲に備え、次の対策を実施する。

- (1) 町長は、沿岸住民等に対して、直ちに退避・避難するよう勧告・指示を行うとともに、勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- (2) 津波襲来が切迫している場合、最寄の高台などに緊急避難するよう伝達する。

3 災害情報の収集

町は、災害状況の把握及び情報収集に努めるとともに、防災関係機関相互に情報の共有化を図る。

第9 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な警戒、警備に関する計画については、第5章第12節「災害警備計画」の定めるところによる。

第10 交通応急対策計画

地震、津波の発生に伴う道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画については、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第11 輸送計画

地震(津波)災害において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救護若しくは救助のための資機材、物資の輸送を迅速かつ確実に行うための計画については、第5章第14節「輸送計画」の定めるところによる。

第12 食料供給計画

地震(津波)災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画については、第5章第15節「食料供給計画」の定めるところによる。

第13 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画については、第5章第16節「給水計画」の定めるところによる。

第14 衣料・生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画については、第5章第17節「衣料、生活必需物資供給計画」の定めるところによる。

第15 石油類燃料供給計画

地震(津波)災害時における石油類燃料(LPGを含む)の供給に関する計画については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによる。

第16 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設(簡易水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等)が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これらの各施設の応急復旧についての計画は、次に定めるところによる。

1 簡易水道

(1) 応急復旧

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況を調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

具体的な対策については、第5章第19節「簡易水道・下水道施設対策計画」の定めるところによる。

(2) 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 下水道

(1) 応急復旧

町は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況を調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、応急復旧を行う。

具体的な対策については、第5章第19節「簡易水道・下水道施設対策計画」の定めるところによる。

(2) 広報

町は、地震により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

3 電気

(1) 応急復旧

北海道電力株式会社遠軽営業所及び網走営業所は、地震災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震の発生に際してこの計画に基づき直ちに被害状況(停電の状況)の調査、施設の点検を実施し、施設に被害(停電)があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広報

北海道電力株式会社遠軽営業所及び網走営業所は、地震により電力施設に被害を生じた場合は、

感電事故、漏電による出火の予防及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じ広報を実施し、住民の不安解消に努める。

4 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社などの電気通信事業者は、地震災害発生時の通信の確保をするため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生により通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震により通信施設に被害が生じた場合は、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報をするとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど住民の不安解消に努める。

5 放送

NHKなどの放送機関は、地震災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被災調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第17 医療救護計画

地震（津波）災害時における医療救護活動を円滑に実施するための計画については、第5章第10節「医療救護計画」の定めるところによる。

第18 防疫計画

地震（津波）災害時における被災地の防疫に関する計画については、第5章第11節「防疫計画」の定めるところによる。

第19 廃棄物処理等計画

地震（津波）災害時における被災地の廃棄物処理、へい獣の処理等の業務に関する計画については、第5章第28節「廃棄物処理等計画」の定めるところによる。

第20 飼養動物対策計画

地震（津波）災害時における飼養動物の取扱い等に関する計画については、第5章第26節「飼養動物対策計画」の定めるところによる。

第21 文教対策計画

地震（津波）災害によって、児童生徒の安全の確保や、通常の教育活動に支障をきたした場合の応急対策に関する計画については、第5章第24節「文教対策計画」の定めるところによる。

第22 住宅対策計画

地震（津波）災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画については、第5章第22節「住宅対策計画」の定めるところによる。

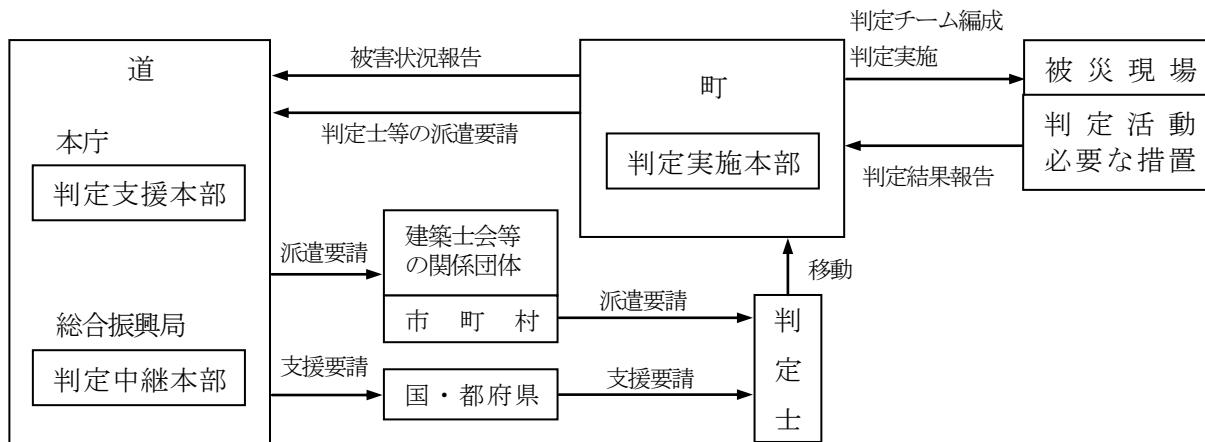
第23 被災建築物安全対策計画

被災建築物による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は、次のとおりである。

1 応急危険度判定の活動体制

道及び町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



2 応急危険度判定の基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、すべての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険: 建築物の破損が著しく、倒壊などの危険性が高い場所であり、使用及び立入りができない。

要注意: 建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

調査済: 建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

(資料編 2-4 北海道震災建築物応急危険度判定要綱)

第24 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画については、第5章第25節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところによる。

第25 ヘリコプター活用計画

地震(津波)災害時における消防防災ヘリコプターの活用に関する計画については、第5章第8節「ヘリコプター活用計画」の定めるところによる。

第26 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

地震(津波)災害に関し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請することができる。具体的な計画については、第5章第6節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによる。

第27 広域応援計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、他市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を講ずる。

具体的な対策については、第5章第7節「広域応援計画」の定めるところによる。

第28 防災ボランティアとの連携計画

地震(津波)による大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する上で、必要な人員を確保するため、奉仕団及び各種ボランティア団体等との連携に関する計画については、第5章第29節「防災ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第29 災害義援金募集(配分)計画

被災者への災害義援金の募集及び配分に関する計画については、第5章第32節「災害義援金募集(配分)計画」の定めるところによる。

第30 災害応急金融計画

地震(津波)災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間に発生するところに特殊性があり、災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町、道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

具体的な計画については、第5章第33節「災害応急金融計画」の定めるところによる。

第31 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、第5章第32節「災害救助法の適用と実施」の定めるところによる。